九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

モンテスキューの権力分立論に対するロック理論の関係 ： 思想系譜についての一つの疑問

梶原，愛巳

https://doi.org/10.15017/1415

出版情報：法政研究. 28 (1), pp.83-98, 1961-09-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

モンテスキューの権力分立論に対するロック理論の関係

――思想系譜についての一つの疑問――

梶原愛巳

まえがき

権力分立論と密接に関連して想起される政治思想家は、一七世紀イギリスのロック（John Locke, 1632～1704）と一八世紀フランスのモンテスキュー（Charles Louis de Secondat, baron de La Brède et de Montesquieu, 1689～1755）の二人であるが、それらは、近代市民革命における憲法制定に際して「権力の分立」（separation of powers, séparation des pouvoirs, Gewaltenteilung）が謳われたことと切り離して考えることはできない。しかしながら、憲法の実際と市民革命当時に表明された政治思想家の理想とを、単にその表現や用語の類似性から同質のものと考えることは、少くとも実証的研究からは許されない。なるほど、一七八九年のフランス人権宣言第一六条にも「権利の保障が確保せられず、権力の分立が定められていない社会は、憲法をもつものではない」（Toute société dans laquelle la garantie des droits n'est pas assurée, ni la séparation des pouvoirs, n'a point de constit-

ution.）と謳われ、立憲政治の基礎は、立法、行政、司法の三権分立にあるとされているし、又、その理論的根拠は、一般にロックおよびモンテスキューの権力分立論に求められている。しかし、このことから、とりわけモンテスキューをアメリカ独立革命やフランス革命における思想的または憲法制定上の祖述者として位置づけ、さらに彼の政治思想ないし理論が近代の市民革命に極めて進歩的な役割を果し或は影響を及ぼしたものとして、これを立憲政治ないし立憲主義の源泉とみなすことには何んらの疑いも起らないのであろうか。

このことは、筆者が目下の研究対象としている「絶対主義と近代思想」についても常に問題となるし、また問題とされるのである。すなわち、本稿で筆者が言及しようとする、一八世紀フランスの啓蒙思想家として著名なモンテスキューの政治思想については、従来の定説が何んらの疑問も起されずに、そのままの形で繰り返えされているのを見いだす。たとえば、『法の精神』（De L'esprit des lois, 1748）に述べられたモンテスキューの権力分立論が、あたかもその後の憲法制度として発展をみた三権分立主義と同質のものであるかの如き非実証的・無批判な理解など、意外に筆者のしばしば遭遇する問題である。

限られた紙数ではあるが、筆者は最近のモンテスキュー研究に拠りながら、これらの問題について若干の考察を試みることにより、今後の研究を推進するための一助としたい。

一　問題の所在

――とくに佐竹寛氏の見解を論拠として――

権力分立論からするモンテスキュー理論の評価は、従来の政治学説史ないし政治思想史においても異論のないところであるが、前にも述べた如く、問題はその評価の「方法」にある。「たとえば、三権分立論については、従来、その典型をモンテスキューに、その原型をロックにもとめるのが西洋政治学説史の通説とされてきた。たしかにロック

は『市民政府論』において、モンテスキューは『法の精神』において、それぞれ政治制度としての権力分立論の重要性と具体策とを論じている。また、かれらは、共に旧レジームに批判の眼をむけ、かれらの政治思想、なかんずく、権力分立論や政治的自由の理念は、デモクラシーの観点から高く評価される側面をもっていた。したがって、これらの現象面のみに基いて考察する限り、ロックの権力分立論がモンテスキューによって継承されたとする学説が定説として支持されてきたことに、なんら疑いをさしはさむ余地はないであろう。(一)」

「しかるに、両者の思想・根本原理、歴史的役割などを具体的文献に基いて克明に観察するならば、右の定説については、あらためて、若干の疑念を差し挟まざるをえない。(二)」また「権力分立論からみて、モンテスキューとロックとはたしかに代表的地位を占めている。学者によって、あるいはロックを権力分立論の創案者とみなし、あるいはモンテスキューこそその名に価いするものであるという。これはしかし、よほど吟味を要する問題である。(三)」

右の引用文からも明らかな如く、最近の具体的・実証的諸研究は、いずれも、従来の固定観念化された通説に対して疑念を差し挟まざるを得ないのである。「なんとなれば、文献資料の検討の結果、少くとも次のような興味ある事実ならびに問題が提示されうるからである」と、主張される佐竹寛氏の見解をみれば、この問題は余程はっきりしてくる。

「すなわち、㈠ロックとモンテスキューとは、人間的にも思想的にもかなり相容れない要素をもっていること、㈡したがって、後者は、前者の政治理論を原理的にも受け容れることを拒否していると思われること、㈢またしたがって、右の論理的帰結として、当然、従来の権力分立論についての定説の再検討が要請されること、㈣つまり、モンテスキューの三権分立論は、ロックの権力分立論を継承したものではなく、たとえ、両者の用いている表現ないしタームに類似的なものが見られるにしても、両者の権力分立論は、目的的にも、内容的にも本質的に異り、それぞれが

全く別個の生誕事由をもっているのではなかろうかということである。[四]」

ロックとモンテスキューを比較政治思想史的方法によって克明に検討される佐竹寛氏のかかる問題提起は、従来の固定観念化している通説に対して波紋を喚び起す一石が投ぜられたものと云えよう。それでは、右のような佐竹氏の問題提起は従来の通説に対してどのような批判を加えているのであろうか。まず、「両者の人的ないし具体的関連について」検討される。「かりに、モンテスキューがロックからなんらかの思想的影響を蒙っているとするならば、まず一体どのような経過で影響をうけるようになったかについての究明がなされなければならない。すなわち、両者の人的ないし具体的関連についての緻密な研究が不可欠の前提である筈である。ところが筆者の寡聞のためか、従来、この点についての独立した研究は全くみられないし、また、ロックことにモンテスキューに関する諸伝記を通読してみても、両者の関連については全然ふれられていない。したがって、この点についての定説は、まだ充分に確立されていないといっても過言ではないであろう。[五]」つづいて佐竹氏は「両者の思想的関連について」述べられるのであるが、「このような両者の具体的関連の不明確性は、いきおい両者の理論的関連についての見解に混乱を惹き起さざるをえない。この混乱ぶりについては、目下『法の精神』の定本を継続発表中のラ・グレッセイ教授も適切に指摘しているところである。しかし、従来一般には、実証的きめ手がないにもかかわらず、ロックとモンテスキュー両者の間には密接な理論的関連のあることを自明の前提としているかのようである。[六]」

ここで佐竹氏は、両者間に特に関連ありとされてきた三権分立論についてはどのようであったか、その代表的学説をガフ J. W. Gough に求め、「つまり、ガフによれば、ロックの権力分立論は、理論的には、モンテスキューの三権分立論につながり、歴史的にはアメリカの政治制度に結実することになる。そして大体においてこのような図式が、その後の多くの政治学説史ないし思想史の概説書に定説として採り入れられてきたことは周知のごとくである[七]」

と述べられたあと、「しかしながら、はたしてこのような定説は本当に歴史的事実に基づいているのであろうか。あるいは両者の権力分立論の単なる表現的類似性から遡源的推測によって割りだされているようなことはないであろうか。(八)」と再び疑問を提示され、この点に関しては、まだまだ検討の余地が残されていることを示唆しておられる。

右に述べた佐竹氏の疑問と同じような観点から初歩的研究に着手した筆者は、まずモンテスキューの政治思想について若干の考察を試みることにより、従来の定説が実は無批判的に固定観念化されたものではなかろうかと気附くに到ったのである。私見によれば、従来の定説は、これも同じく市民革命の不確実な歴史的叙述を鵜呑みにしていたため、専制政治ないし絶対主義に反対するものであればなんでも「ブルジョア的」なものと単純に理解したことに起因しているようである。すなわち、革命の進行する諸段階を無視して、たとえば市民革命のうちでも典型的と称されるフランス革命をいわゆるブルジョア革命一般と混同する点に、反専制政治ないし反絶対主義を近代的・ブルジョア的なものと同視する非実証的見解が生じて、それを無批判的に受けとめる態度が形成されたように思われる。

しかしながら、戦後の我国においては、市民革命についての充実せる研究により、また同時に絶対主義の綿密な分析と相俟って、最近では、フランス革命の序幕がまず絶対王政に対する貴族の反抗——La Révolution aristocratique (G.Lefebvre) :La Révolution nobiliaire (A. Soboul)——から始められたことは一般に認められるに到った。それゆえ、絶対王政のもとで没落しつつある法服貴族モンテスキューの政治思想を、その権力分立論について考察する場合にも、ただ現象面のみから理解するのでは本質を見誤るのである。たとえば、マチエ (A. Mathiez) も指摘しているように、「現今の註釈家たちの誤謬は（なぜなら以前の註釈家たちはその点で間違っていない）、彼等が一八世紀の歴史を謂うなれば《終極論的精神》とでもいうべき考え方で学んだことに起因する。彼等は、一八世紀というものを、それがフランス革命にどういう影響を与えたかということだけから考え、かつフランス革命の本質的業績

は君主政の廃止にあると考えたから、この君主政廃止に貢献した人々は、すべて進歩的精神の持主、革命の先駆者また主導者とみなすのである。彼等が、モンテスキューという、この全くの反動主義者を讃美するのは、そこから来ているのである。(九)」

右の問題については、すでに五十嵐教授が戦前に発表された論文でも述べておられるように、「周知の如くモンテスキューがイギリス憲法にみた根本命題『権力分立』は『人民の自由』の保証と解釈せられ、これが今に至るまで通説となっている。が、我々はモンテスキューがこの『自由』を近代的・ブルジョア的自由の意味に使用したか否かを検討し、実は彼のたつ貴族的身分の自由を意味したことを論証した。また、通説によれば、モンテスキューの『権力分立』は権力の機能の分離であって、権力の実体の分割でないとされている。が、我々はこの点に就いても実は彼の貴族的身分の『自由』のために文字通りの主権の分割の要求であること、即ち『権力分立』は単なる形式的原理にあらずして実体的原理なることを強調した。(一〇)」のである。

(一) 佐竹寛著『比較政治思想史上の一問題――ロックとモンテスキュー――』(「法学新報」第六六巻第一号、七五―七六頁)

(二) 佐竹著、前掲論文、七六頁。

(三) 清宮四郎著『権力分立制の研究』七〇頁。

(四) 佐竹著、前掲論文、七六頁。

(五) 佐竹著、前掲論文、七八頁。尚、ロックおよびモンテスキューの伝記については七九頁参照。

(六) 佐竹著、前掲論文、七八頁。Cf. Montesquieu de l'Esprit des loix, texte établi et présenté par Jean Brethe de la Gressyae, professeur à la Faculté de Droit de Bordeaux. Paris, 1955, Tom. II, p.48 et suiv.

(七) 佐竹著、前掲論文、七八頁。尚、ガフの説について佐竹氏は次の如く要約しておられる。「《どのくらいモンテスキューは

ロックに負うているのか〉という言葉ではじまる彼の右の点に関する論文は、すでにモンテスキューがロックの権力分立論を前提としているかのようである。すなわち、ガフは、自己の学説の裏付けのために、権力分立論の創始者の地位をモンテスキューより奪いロックに与えたヤールケ C. E. Jarke の説を採用し、かつ、モンテスキューの『法の精神』第十一篇第六章は、モンテスキューがロックの『市民政府論』から採りいれたものであるとする。パレル M. Parell の説を肯定する。」Cf. J. W.Gough, John Lock's Political Philosophy, Oxford, 1950.

(八) 佐竹著、前掲論文、七八頁。

(九) Albert Mathiez, La place de Montesquieu dans l'Histoire des Doctrines Politiques dn XVIIIe Siècle (Annales Historiques de la Révolution française,1930, p.109.)

(一〇) 五十嵐豊作著『モンテスキューのイギリス憲法論の一解釈』(「法学」第六巻・第三号、四四頁)。尚、拙稿『モンテスキューの「政治的自由」の概念について』(「政治研究」第四号、三五—四四頁)および拙稿『モンテスキューの政治思想——その貴族主義的保守性について——』(「政治研究」第八号、二九—四三頁)参照。

二 両者の思想的関係

謂うまでもなくロックは、『市民政府論』(The Second Treatise of Civil Government)において権力分立論を展開しているが、ロックの権力分立論は国家権力を限定して個人の自由を確保することを目的としている。国家権力は委託されたものであり、従って限定されたものである。また各人が契約によって国家を設立したのであるから、最高権力は常に人民に存する。政府はただ「委任された権力」(fiduciary power)を有するに過ぎず、人民から委任された範囲でその権力を行使しうるに過ぎない。もともと国家設立の目的は、個人の生命・自由・財産(Life,

Libertyand Estate——彼はこれを Property と総称する）を保持するにあるから、国家はこれを確保する義務を有する。さらに、国家が結成されるとともに立法権と執行権の二権が成立する。立法権とは生命・自由・財産などを保持するために、死刑以下の法律を制定する権力であり、執行権とはこのような法律を執行する権力である。

かくてロックは権力分立の根拠として次の二点を挙げている。第一に執行部は常置の必要があるが、立法部の必要性は短期間である。従って両者は異なる機関に担当させるがよいと云うのであり、これは権力分立の実際的または技術的理由である。第二に立法権と執行権を同一人が掌握することは人間の権勢欲に対して余りにも大きな誘惑となるから、それによって彼等は自ら制定した法律に服することを免れ、法律を自己の私益に適合せしめ、社会と政治の目的に反して社会の他の人々とは全く別個の利害を持つに到るであろう。これは権力分立の本来的または理論的理由である。なおロックは、立法権および執行権のほかに同盟権（federative power）を認めているが、それは戦争・平和・連盟・同盟および国外の一切の人または団体と交渉を行う権力である。執行権と同盟権とは本来全く別個のものであるが、両者を分離し同時に別個の人々の手に置くことは殆んどできないとしている。

このようにロックの所論は、立法権と執行権が分立しながらも、上下・従属の関係に立ち、その場合、立法権が執行権に優越する。すなわち、立法権は国家において唯一つの最高権力であり、自余のすべての権力はそれに従属しまた従属しなければならぬ。それゆえ、同盟権も執行権もともに、よく制定された国家においては最高権力たる立法権に対して補助的でありまた従従的なものである。

ところで、「たとえ、その主張は一貫しないにしても、立法権の優越を認めたことは、ロックの思想のいちじるしい特色である。そうして、ロックがこれを強調したのについても、ただに一般の理論としてばかりではなく、明らかに特殊な政治的意図をともなっていた。すなわち、（イ）当時のイギリス国会は、イギリス革命の中心勢力をなして

いたブルジョア階級の代表機関であり、ロックはブルジョア理念の使徒としてこれを支持しようとしたこと、及び、（ロ）ウィリアム新国王の権利を確立するためにも王を迎えた国会の優越を説く必要があると考えたこと、がそれである。しかし、このような政治的意図に一般の政治理論を結びつけ、まず、国民を最高の地位に据えたのち、その信託によって立法権を行う国会をその次位に置き、さらに、執行機関をこれに従属せしめ、国民――国会――政府の三段階における国家権力の動態論（dynamic theory）を展開し、民主政治の在りかたについて重要な示唆を与えていることは、没することのできないロックの功績である。これは、のちに、モンテスキューが、権力の抑制・均衡に重きを置き、立法・司法・行政の三権、ことに立法と行政との並列的分立における国家権力の静態論（static theory）を提唱し、君主、貴族及び一般国民の間の権力の均衡のもとに、特権貴族の勢力の温存をねらったのと興味深い対照をなすもので、ブルジョア・デモクラットとしてのロックとリベラル・アリストクラットとしてのモンテスキューとの相違がここにあらわれている。その後の実際の制度の発展は、最近にいたるまで、イギリスをはじめ他の多くの国々では、モンテスキュー型よりもむしろロック型に傾いている。ロックから示唆をうけたとせられるモンテスキューが、イギリスの政治及びロックの主張からはたして何を学びとったかが、あらためて検討されなければならないわけである。(二)」

×　×　×　×

周知の如く、「権力の分立」は政治的自由（la liberté politique）の保障として、モンテスキューがイギリス憲法の中に見出した（その実、彼は誤解したのであるが）根本命題である。『法の精神』第十一篇には、「憲法との関係において政治的自由を形成する法について」論じてあるが、「政治的自由」は制限政体（les gouvernements modérés）においてのみ見出され、しかも、「政治的自由」は制限政体において常に保障されるものではなく、そこで権

力の濫用が行われない場合にのみ保障されるのである。ところが、不断の経験の示すところによれば、すべて権力をもつ者は往々にしてそれを濫用し勝ちであるから、権力の濫用を防止するためには、事物の配置により、権力が権力を抑制することが必要である。

「権力が権力を抑制するように事物を配置する」ことは、モンテスキュー理論における「政治的自由」の保障の謂わば公式である。そこで彼は、「世界には、政治的自由をその憲法の直接の目的とする国民もある。我々は、その国民が自由を打ち立てている基礎たる原理を検討しよう。若しその原理がよければ、自由はそこに鏡に映るように姿を現わすであろう。」また、「政治的自由を憲法のなかに発見するためには、それほどの苦労を必要としない。若しそれが何処にあるかを見ることができ、それを発見したならば、何んでそれを探し求める理由があるだろうか。」(Liv. XI, ch. 5.) と述べたあと、『法の精神』のなかで幾多の論議の対象となり、最もよく知られるに至った「イギリス憲法論」(De la constitution d'Angleterre) を展開するのであるが、前述の如く、彼の政治思想ないし政治理論は従来必ずしも正当な評価をうけてきたとは云い難い。

なるほど、「政治的自由は、近代市民社会の形成期以来、自然権に基く個人の権利確保に不可欠の政治思想として特に重要視されてきた。そして、周知のごとく、ロックならびにモンテスキューは、この意味における政治的自由の理念の確立者として高く評価されている。(二)」が「しかし、これら両者の政治的自由の理念を詳細に比較検討してみると、従来の通説のごとく、両理論の部分的類似性ないしは歴史的役割の同一性を根拠として、両者の政治的自由の理念を同一系列にくみこむことには数々の疑問が生ずる。(三)」のである。

たとえば前節でも屢々ふれた佐竹氏は、具体的にモンテスキューの主要作品を検討しながら、ロックとの具体的関連を探究されるのであるが、「この検討の結果を端的にいえば従来の定説は、殆んど成り立ち難いといわざるをえな

い。つまり、モンテスキューは、明らかにロックの人物についてはかなり詳細に知っていたが、その政治理論については、必ずしも理論的な関心を寄せていなかったと考えられる。[四]」として、次の如く推論しておられる。まず、『ペルシャ人の手紙』（Letters persanes,1721）であるが、この文学的作品にはロックの名は全く見当らない。つぎの代表作『ローマ興亡史論』（Considération sur les causes de la grardeur des Romains et de leur décadance, 1734）は、内容がローマ史である関係上ロックの名は勿論引用文献も見出されない。「では、『法の精神』なかんずく、ロックの権力分立論との結びつきを指摘される周知の第十一篇第六章はどうであろうか。この一章はしばしばロックの影響を指摘される箇所であるにもかかわらず、モンテスキュー自身は本文にも註にも覚書にも、ロックについては一言も言及していない。更に、モンテスキューの思想的一転期を示すと考えられる『義務論断片』なかんずく『自然法試論』においては、彼がプーフェンドルフから多大の影響を受けた形成を示しておりながらも、ロック理論の受容どころか、むしろその逆の立場に立っているとさえ考えられる。[五]」

このように佐竹氏は、ロックとモンテスキューの間には、少くとも文献的には殆んど理論的・思想的相互関連性がみられないことを論究されたあと、モンテスキューのこのようなロック無視の態度を理論的解釈面から闡明しておられる。すなわち、「周知のごとく、一七・一八世紀においては、いわゆる自然法理論がほとんどの政治思想の根本原理として君臨していた。このことは、ロックにおいてもモンテスキューにおいても例外ではありえなかった。とするならば、この二人の自然法に対する解釈如何は両者の立論の本質に根本的関連をもっているはずである。[六]」と述べ、最近発見された（一九五五年の「モンテスキュー死後二百年祭」を記念して公にされた）『自然法ならびに正義と不正との区別に関する試論』（Essai touchant les loix naturelles et la distinction du juste et de l'injuste.）（佐竹氏はこれを『自然法試論』又は単に『試論』と略称しておられる）を検討され、「モンテスキューの自然法は、い

わゆる個人主義的理性法ではなく、むしろストアの伝統を受け継いだトーミズム的自然法の色彩が強い。すなわち、彼は、道徳・法律の根本規範としての自然法、すなわち droit としてよりは、むしろ loi として人間社会に実在する道徳法、つまり人間が発見すべきものとしての自然法という立場をとっている。(七)」と主張される。ところが、これに反して「ロックは基本的には機械論分析論的立場にたち、アトムとしての個人より出発し、その集合という形で集団を考えている。したがって、彼のばあい、自然法論に内在する人道主義の理念は、個人の権利として強くうちだされる。すなわち、ストア哲学的にいえば、ロックにおいては、人道主義は極小の概念より出発する。また、法は、勝義に droit である。(八)」

右の論拠から佐竹氏は、「以上のごとき理論構造の対蹠的な相違を考えれば、両者におけるいわゆる権力分立の理論的機能が全く異質的なものではないかという疑問が生ずる。ロックにおいては、それは、明らかに理論上の重要な礎石である。それに反し、モンテスキューの場合には、三政体のうちの理想的政体、すなわち君主制(モナルシー)における政治機能の理想的運営を計るための一機構にすぎない。このように考えると、両者の権力分立論における部分的一致は、むしろ第二義的な問題であるとさえいえよう。(九)」と主張しておられるが、この点の疑問は首肯できるとしても、なお、両者の理論的構造および機能については、更に両者の身分的ないし階級的制約と社会経済史的背景との関連からする綿密な検討と論証とが要請されるように思われる。

たとえば、この問題に関する松下圭一氏の見解を参照してみると、結論的には次のようになるであろう。「ロックは、他のホイッグ理論家とはことなり、《個人》の《自由》という〈自然〉的範疇機構を設定することによって名誉革命体制をこえて普遍性をもつことができた。したがって、ロックの政治機構論は百年後のモンテスキューの権力分立論とも、構造的にみて、〈根本的に〉異っている。モンテスキューはロックとおなじく、身分的構成をもったホイ

ッグ体制を讃美するが、しかしモンテスキューはホイッグ体制の身分的構成をそのまま〈歴史〉の論理をたどりつつ権力分立論へと反映し機構化したが、ロックはホイッグ体制を〈自然〉を前提として理論化し、権力分立論は社会身分の反映ではなく、むしろ政治機能の分立となってきていた。モンテスキューの権力分立論の政治的影響の強大さにもかかわらず、それはロックよりも理論的には後退する。〈歴史〉的モンテスキューは〈歴史〉的ホイッグ理論家とおなじく、〈自然〉的《個人》による統一的同質性をもった近代国家理念を把握することはできなかった。(一〇)「それゆえモンテスキュー的立憲主義は抽象的理性的憲法観念を前提とする近代立憲主義（立憲君主主義も人民主権もふくむ）とは構造的に区別されなければならない。(一一)」「さらに注目すべきはモンテスキューにおいては、ホッブズ以後の社会契約論が提起したような同質的統一的な近代国家像は充分成熟しておらず、君主・貴族・庶民という身分の均衡として政治過程をとらえたことである。それゆえロックの権力分立論は、ホイッグ的身分均衡を、社会契約論によって等質的市民社会へと理論的に置換した政治機構内部の分立論であったが、モンテスキューの権力分立論は実質上混合政体の機構論的表現であった。(一二)」「しかしどこまでもここでみたような彼の君主制内部への封建的立憲主義の定着という理論構造と彼の理論がその後辿った政治的運命とは明確に区別されなければならない。(一三)」

（一）清宮四郎著『権力分立制の研究』三三頁。また註（二）参照。すなわち、ハチェックの研究によると、モンテスキューは、イギリスにも行きながら、直接にロックの書物をみてその権力分立論を根拠づけたのではなく、モンテスキューの友人でロックの追随者であるボーリングブローク（Bolingbroke）を通してロックの説を知ったにすぎない、といっている。Cf. Hatschek, Englisches Staatsrecht, I, 1905, pp.19—20. 尚、John Locke, Two Treatises of Government. からの引用は多くの著書・論文と類似のものであるから、いちいち出所箇処を明示しない。本稿では主に服部弁之助訳『政治論』（社会思想研究会出版部刊）と水木惣太郎著『権力分立制度』（「日本法学」第二二巻第三号）を参考にした。

（二）佐竹寛著『政治的自由と「国家の拡大」―モンテスキューにおける政治理論の一問題―』（「法学新報」第六七巻第六号）一四七頁。

（三）佐竹寛著、前掲論文、一四七頁。佐竹氏は、「ロックとモンテスキューとの思想的関連を、文献的側面から比較考察するかぎり、モンテスキューがロックの権力分立論を継承したという痕跡は全くみられない」と主張しておられる。

（四）佐竹寛著『比較政治思想史上の一問題』八三頁。佐竹氏は、ロックの主要著作の翻訳者 Pierre Coste とモンテスキューの関係を調べながら、資料に文献的検討を加え、このように推論される。

（五）佐竹寛著、前掲論文、八三頁。Cf. E. Durkheim, Montesquieu et Rousseau, précurseurs de la Sociologie, 1953.

（六）佐竹寛著、前掲論文、九二頁。尚、佐竹寛著『モンテスキューにおける法と道徳』（「法学新報」第六五巻第一号・第二号）参照。Cf. R. Derathé, Rousseau et la Science Politique de son Temps, 1950, Préface.

（七）佐竹寛著、前掲論文、九二頁。

（八）佐竹寛著、前掲論文、九二頁。

（九）佐竹寛著、前掲論文、九三頁。尚、佐竹氏はモンテスキューの「君主制」の概念につき、Réflexion sur la monarchie universelle en Europe, 1734. の考察をしておられる（「法学新報」第六七巻第六号参照）。尚、清宮四郎著、前掲書、七一頁参照。

（一〇）松下圭一著『市民政治理論の形成』（第四章「議会」）三六三頁。

（一一）松下圭一著、前掲書、三六五頁。

（一二）松下圭一著、前掲書、三六六頁。

（一三）松下圭一著、前掲書、三六七頁。尚、清宮四郎著、前掲書、八三頁および九九―一〇四頁参照。Cf. R. K. Gooch, Modern French View on the Doctrine of the Separation of Powers (Political Science Quaterly, Vol. 38, 1923.)

p.581. (The federal constitution was the work of practical men less interested in doctrine and theory; and the *Federalist*, so often quoted, expounded the ideas of Montesquieu chiefly as a theoretical justification of the constitution after the fact.)

む　す　び

以上、先学識者の諸研究を考察してみたわけであるが、これによっても、ロックの理論がモンテスキューに継承されたとする従来の定説は今後さらに検討を要する問題であるといえよう。たとえば、ロックとモンテスキューの相互関連性を比較政治思想史的観点より綿密に究明されたあと、筆者が多くを学んだ佐竹寛氏は結論を次のように要約される。「この推論の理論的裏付けとしては両者の理論の構造的相異が、従来以上に、全面的に一体系として究明される必要があるであろう。すなわち、単に両者の部分的な相似点のみを比較して云々するのは、歴史的にも論理的にも厳密な方法とは思われない。いうまでもなく、モンテスキューの理論は、本質的には自然史的・綜合的であり、したがってその意味で社会類型論としての政体を前提としている。これに反して、ロックは、彼の哲学体系が明らかに示しているごとく、機械論的・分析的立場の個人より出発し、個人の意志による政治集団の成立を考えている。それゆえ、両者における権力分立論は、理論的に考えるとその機能上の性質を異にしていることは疑う余地がない。したがって、かりにモンテスキューが、権力分立論についてロックから暗示をうけたとしても、言葉の正しい意味での理論的継承ないし理論的完成とみるのは必ずしも妥当でないものと思われる。(一)」

本稿のはじめにも述べたように、これまで政治学説史ないし政治思想史研究の「方法」が明示されず、また極めて曖昧にしか理解されていないため、ともすれば思想的系譜の追求に終始する傾向が多く、たとえばロックとモンテス

キューの思想ないし理論的関連についても、従来は恰も権力分立論の継承を自明の前提とするかの如き定説が固定観念化されている。繰り返えすまでもなく、このような一面的考察は改めて吟味されなければならないのであって、社会経済史的背景を無視した類推解釈は歴史的論理的にも実証的方法とは認め難い。ことにリベラル・アリストクラットとみなされるモンテスキューの政治理論を究明する場合に要請されることは、彼の身分的・階級的制約と併せて、同時代の社会的・歴史的制約との関連からみた彼の学問的方法ならびにイデオロギーの再検討であろう。しかるのちに、ロック理論との関連があらためて実証的具体的に明示されることになろう。

（一）佐竹寛著『比較政治思想史上の一問題―ロックとモンテスキュー―』九四頁。尚、清宮四郎著、前掲書、七二―七五頁参照。

〔附　記〕

本稿は昭和三十五年十月の法政学会研究会において、『十八世紀フランス絶対王政とその思想史的考察――モンテスキューの政治思想について――』と題する報告を行った際の「研究ノート」の一部を論文の体裁に改めたものである。引用文に多くを頼ったのも、討論の素材として必要であったからではあるが、そのため本文ばかりでなく註も甚だ粗雑なものとなり、かえって先学識者の意を汲み尽し得ず、或は大きな誤を犯しているのではないかと危懼する次第である。大方の御寛恕と御叱正を戴けるならば望外の幸いである。尚、主題の論究は稿を新にして別の機会に発表したいと考えている。